

5 介護休暇を取得したとき

《 共済組合 》

○ 組合員が介護休暇を取得したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>・介護休業手当金 勤務に服さなかった期間1日につき、標準報酬日額の67/100に相当する金額(上限あり)を支給する。(上限額は毎年8月に変更される。) ※ 支給期間は、介護休業の日数を通算して66日を限度とする。 ※ 支給期間に報酬の全部又は一部が支給される場合は、報酬に相当する額を控除して支給 ※ 雇用保険法に基づく介護休業給付が支給される場合は、共済組合の介護休業手当金は支給されません。</p> <p><対象家族> 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 組合員と同居している、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子</p>	<p>・介護休業手当金請求書 ・介護休業手当支給期間に係る報酬支払証明書</p>	<p>・介護休暇用休暇簿(写) ・給与支給明細書(写) ・出勤簿(写)</p>	<p>P34 P34-2</p>
<p>【掛金】 給料からの控除ができない場合は、納付書により払い込んでいただきます。</p>			
<p>【貸付金の償還猶予】 (P57参照) 貸付の未償還金がある場合、申出により償還を猶予することができます。 猶予された償還金は、介護休暇終了後、定期償還と併せて又は一括償還等で返済することになります。</p>	<p>・償還猶予申出書</p>		<p>P62</p>

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 標準報酬月額の1/22 (1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

《 互助会 》

○ 会員が介護休暇を取得したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式(ホームページ)
<p>・介護休暇給付金 介護休暇中の会員に、標準報酬日額の67/100に休暇日数を乗じた額(ただし、給付日額が雇用保険法に定める給付上限相当額を超える場合は、給付日額を給付上限相当額に変えて計算する。)と公学校共済組合掛金相当額を合算した額を給付する。 ただし、公立学校共済組合から介護休業手当金が支給される間は、公立学校共済組合掛金相当額のみ額を給付 ※ 給付上限額は毎年8月に更新される</p>	<p>・介護休暇給付金申請書</p>	<p>・出勤簿(写)</p>	<p>現職者のページ (給付事業)</p>
<p>【掛金の特例】 介護休暇期間に係る掛金が免除されます。 [免除対象期間] 全日数にわたって勤務に服することができなかった月から勤務に服するようになった日の属する月の前月まで</p>	<p>提出書類不要</p>		
<p>【貸付金の償還猶予】 (P62参照) 貸付金の未償還金がある場合、償還を猶予することができます。ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。 [猶予期間] 介護休暇期間の範囲内で希望する期間</p>	<p>・償還猶予申出書</p>	<p>・介護休暇用休暇簿(写)</p>	<p>現職者のページ (貸付事業)</p>